

●漁船損保公示第76号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、高松東部加入区について、令和2年香川県告示第264号による保険に付すべき義務は、令和6年9月3日限り消滅したので、公示する。

令和6年9月3日

香川県知事 池 田 豊 人